

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成28年4月1日～平成37年3月31日

2、内容

目標

期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

対策

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 平成28年4月1日～ | 年次有給休暇の取得状況を把握する |
| 平成28年6月1日～ | 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う |
| 平成28年8月1日～ | 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する |
| 平成28年10月1日～ | 職場内でキャンペーンを行う |